

小規模多機能型居宅介護サービス

わくわくの里

重要事項説明書

運営法人： 特定非営利活動法人 ワーカーズ わくわく
横浜市瀬谷区南台一丁目17番地3
045-303-2080

事業所： わくわくの里
横浜市瀬谷区橋戸3丁目69番2
045-300-0606

重 要 事 項 説 明 書

利 用 者 : _____ 様

事業所名 : **わくわくの里** _____

1. 事業所の概要

事業所名	わくわくの里
所在地	横浜市瀬谷区橋戸三丁目69番2
提供サービス及び 介護保険事業所番号	指定小規模多機能型居宅介護 第 1493400111 号
登録定員 (利用定員)	25名 (通いサービス 13名・宿泊サービス 5名)
管理者及び連絡先	管理者 飯塚 陵子 連絡先 045-300-0606
開設年月日	平成19年4月1日

2. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 ※	横浜市瀬谷区
営業日	365日
営業時間	通いサービス 9:00～18:00
	宿泊サービス 18:00～9:00
	訪問サービス 24時間

※通常の事業の実施地域以外からの利用は、市内在住者に限り、別途協議の上、対応いたします。

3. 職員配置

当事業所では、ご契約者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

従業者の職種	常 勤	非常勤	職務の内容
管 理 者	1 人	0 人	業務の管理及び職員の管理 (介護職員と兼務)
介護支援専門員	1 人	0 人	サービスの調整・相談業務
介 護 職 員	3 人	13 人	日常生活の介護
看 護 職 員	1 人	0 人	健康チェック等の医務事務

4. サービスの内容

以下の内容は、介護支援専門員が作成する小規模多機能型居宅介護サービス計画書（ケアプラン）に基づき、提供いたします。尚、ケアプランは3か月に一度見直しを実施し、必要に応じカンファレンスを行います。

ア. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

① 食事について

- ・ 食事の提供及び食事の介助を行います。
- ・ 調理補助等を通して、生活における機能訓練を行います。
- ・ 食事サービスの利用は任意となります。

② 入浴について

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の必要な介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意となります。

③ 排泄について

- ・ 利用者の状況に応じて、適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立につながるよう適切な援助を行います。

④ 機能訓練について

- ・ 利用者の生活状況に適した訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・ 血圧測定等の全身状態の把握に努め、ご家族に報告します。

* 介護記録、看護記録については1か月に1度情報開示いたします。

⑥ 送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業者間の送迎サービスを行います。
但し、特別な事情がない限り、時間の指定等はできません。

イ. 宿泊サービス

事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

ウ. 訪問サービス

- ・利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為をいたしません。
 - ① 医療行為
 - ② ご利用者の生活において不必要と思われる援助
 - ③ ご利用者もしくはご家族からの金銭または高価な物品の授受
 - ④ ご契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、営利活動
 - ⑤ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑活動

5. サービス利用料金及び利用者負担

（１）サービス利用料及び利用者負担

- ・別表に記載された通りです。
- ・月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により、小規模多機能型居宅介護サービス計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護サービス計画に定めた期日より利用が多かった場合であっても、日割りで割引または増額はいたしません。
- ・月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

「登録日」・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

- ・ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一度お支払いいただきます。認定を受けられた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

（２）支払い方法

別表料金表に定める料金のお支払いにつきましては、利用月の翌月２７日までに金融機関の口座より引き落としをさせていただきます。

6. 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

中止の申し出をされた場合、介護保険での利用負担分は変わりませんが、介護保険の対象外のサービスについては、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。ただし、ご利用者等の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)の50%

7. サービス利用にあたっての留意事項

- ・ サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・ 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用者による破損等が生じた場合、弁償していただきます。
- ・ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・ 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・ 事業所内での喫煙は、所定の喫煙所をご利用ください。

8. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を行います。

サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入しています。

9. 第三者評価の実施状況について

当事業所は、年に1回サービスの改善及び質の向上を目的として、自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果については運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行います。

評価結果の公表については、利用者及び利用者家族へ提供するとともに、事業所内への掲示及び法人のホームページへの掲載により公表します。

10. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせにもとづき、家族・法人事務所・主治医・救急医療機関・地域包括支援センターに連絡します。

かかりつけの医療機関	電話番号
かかりつけの歯科医	電話番号
緊急連絡先	電話番号

1 1. 協力機関等について

当事業所の協力医療機関及び協力施設は以下の通りです。（但し、これらの協力施設は、優先的な診療や入院治療、優先入所を保障するものではありません。また、これらの利用を義務付けるものでもありません。）

協力医療機関	横浜甞生病院（内科、整形外科他）	電話番号	045-302-5001
	めぐみ在宅クリニック	電話番号	045-300-6630
	つきみの歯科医院	電話番号	046-244-6363
協力施設等	社会福祉法人 藤嶺会	電話番号	045-922-5141

1 2. 苦情相談窓口

○サービスに関する相談、苦情および事故については、次の窓口で対応いたします。

わくわくの里 ご利用者様相談窓口	電話番号	045-300-0606
	FAX 番号	045-300-0607
	苦情相談員	管理者 飯塚 陵子
	対応時間	9:00～17:00

○公的機関においても、次の機関において苦情申立等ができます。

市町村介護保険相談窓口		横浜市瀬谷区役所 高齢・障害支援課
	電話番号	045-367-5714
	FAX 番号	045-364-2346
		横浜市 はまふくコール (横浜市苦情相談センター)
	電話番号	045-263-8084
	FAX 番号	045-550-3615
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）		横浜市中区本町6-50-10
	所在地	神奈川県横浜市西区楠町27番地の1
	電話番号	045-329-3447

--	--

13. 法人の概要

名称・法人種別	特定非営利活動法人 ワーカーズ わくわく
代表者名	理事長 飯塚 陵子
本社所在地・電話	〒246-0032 横浜市瀬谷区南台1丁目17番地3 Tel 045-303-2080 Fax 045-304-9559
業務の概要	助け合い事業 送迎（79条） 家事援助・介護・保育・相談 買い物代行・介護用品の仲介 その他 介護保険事業 訪問介護 第147300172 居宅介護支援 第147300164 小規模多機能型居宅介護 第1493400111 障害者総合支援法の事業 居宅介護・移動支援・同行援護 障がい者相談支援事業 児童福祉法事業 放課後等デイサービス 未来CAN2・3 障がい児相談支援事業 横浜市の事業 瀬谷区寄り添い型生活支援事業
当法人のサービス方針	「誰でもが安心して普通に暮らせる町づくり」をめざし、地域の中で身近な助け合いを、市民活動として続けてきました。 介護保険の事業においても、専門性を裏づけにしつつ、当事者感覚を忘れないぬくもりのある介護を誠心誠意お届けしてまいります。 また、常に自分たちの活動を検証し、学習・研修を定期的に行い、技術や精神のレベルアップをはかります。 これからも、住み慣れたまちで豊かな近隣関係を保ちつつ、心穏やかに生き生きと暮らし続けていくことができる地域社会をめざして活動してまいります。

4重要事項説明書 別表

利用料金表

小規模多機能型居宅介護事業所 わくわくの里

1. 介護報酬にかかわる費用

2 級地 10.88 円

小規模多機能居宅 介護費	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	10,458 単位	11,379	22,757	34,135
要介護 2	15,370 単位	16,723	33,445	50,168
要介護 3	22,359 単位	24,327	48,653	72,980
要介護 4	24,677 単位	26,849	53,697	80,546
要介護 5	27,209 単位	29,604	59,207	88,810
加算項目				
① 初期加算	30	33	66	98
② 認知症加算(Ⅱ)	890	969	1,937	2,905
認知症加算(Ⅳ)	460	501	1,001	1,502
③ 訪問体制強化加算	1,000	1,088	2,176	3,264
④ 総合マネジメント 体制強化加算	1,200	1,306	2,612	3,917
⑤ サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	750	816	1,632	2,448
⑥ 看護職員配置加算 (Ⅰ)	900	980	1,959	2,938

* 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) = (介護報酬総単位数 × 14.9%) × 10.88

- 1) 「介護保険料」には、上記所定単位数に、地域加算＝10.88が含まれています。
- 2) ひと月ごとの既定料金となるため、小規模多機能型居宅介護サービス計画に定める日数と、実際にご利用された日数に差が生じても日割りでの割引や増額はいたしませんのでご了承ください。
- 3) 月の途中でサービス利用を始めた場合や、契約終了の場合は、別途定める報酬単価5に基づき、算定いたします。

2. 運営規程で定められた「その他」の費用（自己負担分）

項目	料金	説明
食費	(朝食) 400円 (昼食) 800円 (夕食) 800円	食事の提供の要する費用
滞在費（ホテルコスト）	(1日あたり) 3,000円	宿泊に要する費用
おむつ・パット代	実費	個人で使用されるおむつ類（パットも含む）に係る費用
行事費	実費	個人を対象としたレクリエーションに係る費用

1) 上記2. の料金は、サービスを受けた回数分が必要となります。

物価の変動などで料金の増減が生じた場合は、事業所とご利用者様双方の協議の上、適用を定めることとします。

小規模多機能型居宅介護サービス

わくわくの里

契約書 個人情報使用承諾書

運営法人：	特定非営利活動法人 ワークーズ わくわく 横浜市瀬谷区南台 1-17-3 045-303-2080
事業所：	わくわくの里 横浜市瀬谷区橋戸 3丁目 69番 2 045-300-0606

小規模多機能型居宅介護サービス契約書

利用者名： _____ 様
介護保険事業者番号 第 1493400111号
事業者名： _____ わくわくの里

第1条（契約の目的）

事業者は、小規模多機能型居宅介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがって、小規模多機能型居宅介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 前項の契約期間満了日の7日前までに利用者または利用者代理人から文書による更新拒絶の申し出がない場合は、本契約は自動更新され、以降も同様とします。

第3条（利用基準）

利用者が次の各号に適合する場合、サービスの利用ができます。なお、利用時に次の各号が適合した場合でも、心身等の変化により不適合となった場合は、協議の上、利用をお断りいたします。

- ①生活の基盤が在宅での生活を送られていること
- ②要介護の認定を受けていること
- ③常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ④本契約に定めることを了承し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること
- ⑤市内在住者であること

第4条（居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護サービス計画の決定・変更）

事業者の管理者は、事業者の介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」という）に利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護サービス計画の作成に関する業務を担当させることとします。

- 2 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護サービス計画書を作成します。
- 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

- 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または利用者もしくはその家族等の要請に応じて、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護サービス計画について変更の必要があるのかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護サービス計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第5条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供する通いサービス、利用者の居宅に訪問して介護等を行う訪問サービス及び事業者のサービス拠点に宿泊する宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、小規模多機能型居宅介護サービス計画に沿って提供します。

- 2 医療系サービスなどの利用希望にあたっては、居宅サービス計画の作成に基づき、関係事業者連絡を行い、円滑にサービスが利用できるよう調整いたします。

第6条（サービス利用料等の支払い）

事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付費額」という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

- 2 利用者は、第5条に定めるサービスについて、別紙重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者支払うものとします。

但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一度支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））

- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合、利用者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者支払います。
- 4 月途中で要介護度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 前項のほか、利用者は、以下の料金を事業者支払うものとします。
 - 一 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費
 - 二 食事の提供に要する費用
 - 三 おむつ代
 - 四 宿泊にかかる費用

五 小規模多機能型居宅介護サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに関わる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用。

- 6 前5項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月27日までに支払うものとします。支払いは、ご希望の金融機関からの自動引き落とし又は郵便局への振込みがご利用いただけます。

第7条（利用の中止、変更、追加）

利用者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

- 2 事業者は、前項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業員の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第6条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して変更を行う2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更同意することが出来ない場合には、本契約を解除することができます。

第9条（事業者及びサービス従業者の義務）

事業者及び従業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業者は、現に小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
- 4 事業者は、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。

- 6 事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、それを5年間保管し、利用者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第10条（契約の終了）

次の各号の一つに該当する場合は、この契約は終了します。

- ①要介護の認定更新において、利用者が自立と認定された場合
- ②利用者が死亡した場合
- ③利用者または利用者代理人が第11条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④事業者が第12条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日

第11条（利用者の契約解除）

利用者及び利用者代理人は事業者に対し、本契約の有効期間中、7日間の予告期間においてこの契約を解除することができます。

利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 一 第8条第3項により本契約を解約する場合
- 二 利用者が入院した場合

第12条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による第6条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意または重大な過失により事業者または従業者の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第13条（契約終了時の援助）

契約の解除あるいは終了により利用者が他のサービスを利用するときは、事業者は居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、利用者及び利用者代理人に対して、円滑なサービス利用ができるよう必要な援助を行います。

第14条（損害賠償）

事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

2 事業者は、万が一の事故発生に備えて、損害賠償責任保険に加入しています。

3 利用者の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第15条（秘密保持）

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第16条（身体的拘束等の禁止）

事業者はサービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合は、この限りではありません。

2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束を行った場合には、事業者は直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書に記録します。

第17条（苦情対応）

事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

第18条（契約外条項等）

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者及び利用者代理人と事業者の協議により定めます。

個人情報使用説明書

利用者及び家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することがあります。

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って、円滑に介護サービスを提供するため

2. 使用する場合

- (1) サービス担当者会議
- (2) 地域包括支援センターと事業者との連絡調整
- (3) 福祉事務所や保健所の担当者と事業者との連絡調整

3. 使用する期間

契約期間中

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録し保管します。

介護保険における、小規模多機能型居宅介護事業 わくわくの里の契約を締結します。
また、小規模多機能型居宅介護サービスの利用にあたり、次の三つの事項について説明を受け、個人情報使用についても同意しました。

1. 小規模多機能型居宅介護サービス
2. 重要事項
3. 個人情報使用

年 月 日

利 用 者 (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

利用者代理人 (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

介護保険における、小規模多機能型居宅介護事業 わくわくの里の契約を締結します。
また、小規模多機能型居宅介護サービスの利用にあたり、次の三つの事項について説明し、同意を得ました。

1. 小規模多機能型居宅介護サービス
2. 重要事項
3. 個人情報使用

説明者 _____ 印

事 業 者 (所在地) 横浜市瀬谷区南台 1-17-3

(名 称) 特定非営利活動法人 ワーカーズ わくわく

(代表者名) 理事長 飯塚 陵子 印

(事業者の住所・名称)

横浜市瀬谷区橋戸 3 丁目 6 9 番 2

わくわくの里

